

住宅宿泊事業（民泊）の苦情・問合せ窓口

（令和8年7月時点）

曜日	緊急性	8：30～11：00	11：00～17：00	17：00～19：00	19：00～8：30
平日	緊急性が低い 内容	①事業者等の緊急連絡先 ②台東保健所	①事業者等の緊急連絡先 ②台東保健所 ③東京都民泊コールセンター	①事業者等の緊急連絡先 ②（翌営業日）台東保健所 ③東京都民泊コールセンター	①事業者等の緊急連絡先 ②（翌営業日）台東保健所
	緊急性が高い 内容 （騒音等迷惑 行為）	①事業者等の緊急連絡先 ②台東保健所	①事業者等の緊急連絡先 ②台東保健所	①事業者等の緊急連絡先 ②警察へ110番通報	①事業者等の緊急連絡先 ②警察へ110番通報
土曜日 日曜日 祝日	緊急性が低い 内容	①事業者等の緊急連絡先 ②（翌営業日）台東保健所	①事業者等の緊急連絡先 ②（翌営業日）台東保健所 ③東京都民泊コールセンター	①事業者等の緊急連絡先 ②（翌営業日）台東保健所 ③東京都民泊コールセンター	①事業者等の緊急連絡先 ②（翌営業日）台東保健所
	緊急性が高い 内容 （騒音等迷惑 行為）	①事業者等の緊急連絡先 ②警察へ110番通報	①事業者等の緊急連絡先 ②警察へ110番通報	①事業者等の緊急連絡先 ②警察へ110番通報	①事業者等の緊急連絡先 ②警察へ110番通報

※表中の数字は、電話連絡する順番を表しています。最初に、①に連絡しても繋がらない場合、または①に直接連絡することが不安な場合は、②か③へ連絡してください。

※無届・無許可営業の疑いがある施設については、②か③へ連絡してください。

※事業者等は、住宅宿泊事業者、または住宅宿泊管理業者です。

※緊急連絡先は、施設に掲示している標識、または施設の近隣住民に配布している周知文書に記載されています。